令和２年２月２６日

佐賀市内の保育施設をご利用の保護者の皆様へ

佐賀市長　秀島　敏行

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、国（厚生労働省）から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和２年２月２５日)」が示されております。
この国の方針に基づき、佐賀市内の保育施設の利用については、次のとおり対応させていただきますので、感染拡大を防ぐためのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る対応

子どもへの対応

登園前に、子どもの体温の計測の徹底をお願いします。
次の（１）または（２）のいずれかに該当する場合は、登園をお控えください。（※裏面のフロー図参照）

（１）子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合（この場合の登園を避ける期間の基準：感染者と最後に濃厚接触した日から起算して２週間）
濃厚接触者…必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として２メートル）で、感染者と接触した方など

（２）登園前に子どもの体温を計測し、発熱（３７．５度以上）や呼吸器症状（咳など）が認められる場合（この場合の登園を避ける期間の基準：解熱後２４時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで）

保育施設の職員（保育士等）への対応

保育士をはじめ、保育施設で従事する全ての職員についても、子どもへの対応と同様の対応を行うこととします。

臨時休園する場合

（１）感染した子ども・職員が、発熱や呼吸器症状が出ている状態で登園していた場合、その保育施設については臨時休園（一部または全部）することとします。
（２）（１）とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、県の衛生部局等と相談の上、感染者がいない保育施設についても臨時休園を行うことがあります。

新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ先

（１）厚生労働省電話相談窓口　　TEL：0120-565-653
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日も可）
（２）帰国者・接触者相談センター　TEL：0952-30-3622
（佐賀中部保健福祉事務所）　受付時間：8:30～17:15（平日）

【本件に関するお問合せ】
佐賀市子育て支援部保育幼稚園課　TEL：40-7290

子どもへの対応（フロー）

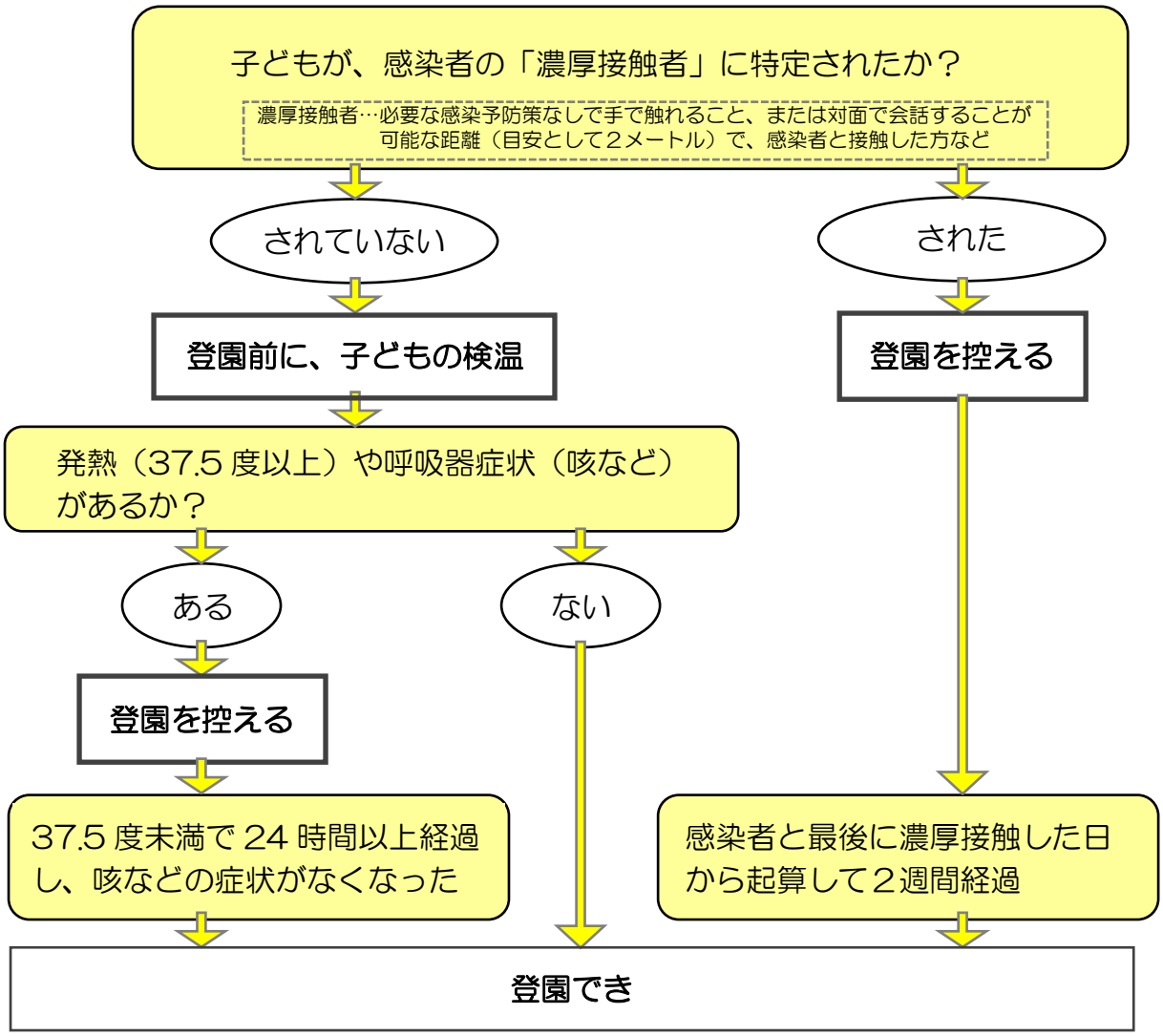

◎濃厚接触した日から起算して２週間の考え方

日	月	火	水	木	金	土
1	2	濃厚接触 3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	登園可能 17	18	19	20	21

新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ先

（１）厚生労働省電話相談窓口　　TEL：0120-565-653
受付時間：9:00～21:00（土日・祝日も可）

（２）帰国者・接触者相談センター　TEL：0952-30-3622
（佐賀中部保健福祉事務所）　受付時間：8:30～17:15（平日）